



向精神薬長期処方による処方料・処方箋料の減算

2018年度診療報酬改定において、向精神薬処方の適正化として、2018年4月以降に向精神薬等を1年以上にわたり同一成分・同一用量で処方している場合、処方料及び処方箋料が減算されることとなりました。今回は、当該減算の内容及び対策について解説致します。

■ 処方料・処方箋料の点数

	処方料		処方箋料	
	点数	3との差	点数	3との差
1 向精神薬多剤投与の場合	18点	-24点	28点	-40点
2 <u>7種類以上の内服薬の投薬又は不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬を行った場合</u>	29点	-13点	40点	-28点
3 その他の場合	42点	—	68点	—

■ 「不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬を行った場合」とは？

薬効分類上の抗不安剤、催眠鎮静剤、精神神経用剤又はその他の中枢神経系用薬のいずれかに該当する医薬品のうち、ベンゾジアゼピン受容体作動薬を1年以上（※）にわたって、同一成分を同一の1日当たり用量で連続して処方している場合。

なお、定期処方と頓服間の変更については、同一の1日当たり用量には該当しない。

※ 処方期間の算出は、2018年4月1日以降に行う処方を対象とする。

■ 厚生労働大臣が定める薬剤とは？

ベンゾジアゼピン受容体作動薬が対象となります。具体的には、下記が挙げられます。

アルプラゾラム、エスゾピクロン、エスタゾラム、エチゾラム、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロラゼブ酸ニカリウム、クロルジアゼポキシド、ジアゼパム、ゾピクロン、ゾルピデム酒石酸塩、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、フルジアゼパム、フルタゾラム、フルトプラゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、ブロチゾラム、ブロマゼパム、メキサゾラム、メダゼパム、リルマザホン塩酸塩水和物、ロフラゼブ酸エチル、ロラゼパム、ロルメタゼパム、クロナゼパム、クロバザム、ミダゾラム、ニトラゼパム

■ 減算の対象とならないケース

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 不安又は不眠に係る適切な研修（※1）を修了した医師が処方する場合 ② 精神科薬物療法に係る適切な研修（※2）を修了した医師が処方する場合 ③ 当該処方の直近1年以内に精神科の医師からの助言を得て行っている処方の場合 |
|---|

※1 日本医師会の生涯教育制度における研修（「日医 e-ラーニング」含む）において、カリキュラムコード 69「不安」又はカリキュラムコード 20「不眠」を満たす研修であって、プライマリケアの提供に必要な内容を含むものを2単位以上取得。

※2 日本精神神経学会又は日本精神科病院協会が主催する精神科薬物療法に関する研修。ただし、精神科の臨床経験5年以上を有する状態で受講した場合のみ該当。

■ 減算に対して想定される対策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 医師の研修受講（減算の対象とならないケース①②） ② 精神科を標榜している医療機関との連携（減算の対象とならないケース③） ③ 当該処方を行っている患者の処方内容（成分又は用量）を変更又は減薬する |
|--|

①については、医師の労力や研修費用等のコストがかかるため、向精神薬長期処方により想定される減算額が研修費用を上回る場合に検討すべき対策となります。

②については、減算対象患者が精神科を定期的に受診している場合や精神状況が安定しない場合に精神科を紹介する場合等に想定される対策となります。

③については、患者の状態に合わせ、減薬や成分の変更、1日当たりの用量を変更する余地がある場合に有用な対策となります。この際、1日当たりの用量を減量もしくは減薬し、薬剤師又は看護職員に処方内容の変更に伴う状態の変化について確認の指示を行った場合は向精神薬調整連携加算として12点の加算がつきます。

2014年度診療報酬改定での向精神薬多剤投与に対する処方料・処方箋料の減算の新設に始まり、2016年度診療報酬改定では向精神薬多剤投与に対する処方料・処方箋料の減算要件の厳格化、そして今回の向精神薬長期処方に対する処方料・処方箋料の減算の新設と、向精神薬の処方に対する適正化の動きは着実に進んでいます。

向精神薬長期処方に対する減算は2018年4月1日以降の処方が対象となるため、早い方であれば、**2019年4月1日から減算**となります。減算を回避するためにも、今からでも対象患者のリストアップを行い、当該患者の処方内容に見直しの余地がないか確認する等の対策を講じることが望まれます。

<p>株式会社ユアーズブレイン 医業経営コンサルティング部は、医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、中国・四国地方を中心に、大学病院クラスから地域密着型の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで各種の支援コンサルティングを提供しています。</p>

お問い合わせ…TEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp 担当 大迫、真鍋、山根